

ひなたの文化活動推進事業実施要領

公益財団法人宮崎県芸術文化協会

1 趣旨

実施主体である文化団体等が自らの創意工夫に基づいて企画・運営する文化の裾野の拡大に資する取組を支援し、県内の文化活動等の活発化を図る。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、県内で文化活動を行う団体及び個人（以下「文化団体等」という。）とする。

3 事業の内容

次のいずれかに該当するもので、文化の裾野の拡大に資するもの。

- (1) 文化の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取組
- (2) 文化の力を生かして社会課題に向き合う取組（文化と他分野が連携した取組）
- (3) 次世代育成に資する取組
- (4) その他（令和3年度に本県で開催された国文祭・芸文祭みやざき2020により生まれたつながりや成果を生かした取組等）

4 補助率等

10/10以内で5(1)に規定する委員会において定める採択した補助率を下回らないこと。（限度額：原則50万円）

5 事業の選定

- (1) ひなたの文化活動推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により実施事業を募り、ひなたの文化活動推進事業運営委員会において審議し決定する。
- (2) 委員会は公益財団法人宮崎県芸術文化協会の会長（以下「会長」とする。）、副会長、常務理事を以て構成する。
- (3) 第1号の審議に当たっては、必要に応じて、外部委員を委嘱し、当該委員に意見を求めることができるものとする。

6 補助金の交付及び実績報告

交付要綱に従い必要な手続きを行うものとする。

7 その他

事業の実施に必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、令和4年度ひなたの文化活動推進事業から適用する。

附 則 この要綱は、令和6年度ひなたの文化活動推進事業から適用する。